

分担金・拠出金の名称	オゾン層の保護のためのウィーン条約拠出金	評価	B
拠出先の国際機関名	国連環境計画(ウィーン条約事務局)		
国際機関の概要	・「オゾン層保護のためのウィーン条約」は、生物に有害な帯域の紫外線の地上への到達を防いでいる地球を取り巻くオゾン層を、フロン等のオゾン層破壊物質から保護することを目的としており、各締約国によるオゾン層保護のための国際協力の推進等を定めている。同条約は1985年に採択され、我が国は1988年締結。締約国数は196か国及びEU。 ・条約事務局は、国連環境計画が務め、ナイロビに所在。		
拠出により我が国が期待する成果目標及び活動指標		達成状況	
1. (1) 成果目標:ウィーン条約に係る拠出金を通じて、我が国の重要課題であるオゾン層保護を促進するとともに、我が国実施事業との相互補完性を高める。 活動指標:ウィーン条約事務局の活動実績		本条約の事務局の活動を支援することは、締約国の責務であるとともに、オゾン層保護に係る研究、観測及び情報交換等において我が国の取組を反映させることが可能となる。 ウィーン条約事務局は、締約国における条約の実施を支援するため、締約国会議等の関連会議の開催及びオゾン層保護に係る普及啓発活動等を実施している。 2014年11月の第10回締約国会議では、オゾン研究管理者会議による勧告の実施に関する検討等が行われた。	
(2) 成果目標:ウィーン条約における我が国の発言力・影響力を確保する 活動指標:意思決定機関及び専門家会合における我が国の参加の確保・維持		3年に一度開催されるオゾン研究管理者会議に我が国専門家が参加する等、条約の実施に積極的に貢献。 また、我が国は、主要拠出国として、締約国会議における事業計画・予算案における審議に参加している。	
(3) 成果目標:効率的な組織・財政マネジメントの実現 活動指標:具体的な組織運営改善措置の導入		ウィーン条約事務局は、締約国会議において締約国から行財政に係る厳しいチェックを受けている。我が国は、主要拠出国として、米及び欧州諸国等と連携し、条約の効率的かつ効果的な運営がなされるよう意思決定に関与しており、締約国拠出額の名目ゼロ成長が維持されている。 ウィーン条約事務局は、モントリオール議定書事務局との共同事務局として、効率的な組織・財政マネジメントの実現に努めている。	
(4) 成果目標:我が国人材の知見、専門性を活用したオゾン層保護関連活動への貢献 活動指標:邦人職員の増強		ウィーン条約事務局の専門職以上に占める邦人職員は1名。同職員は、10年以上に渡り本事務局に勤務し、本年、P5(科学的側面上級担当官及び次長代理)からD1(次長)に昇格し、幹部として事務局の運営に貢献している。 2015年1月時点:14. 2% (邦人職員 1名/ 専門職以上の職員 7名)	
2. PDCAサイクルの確保		①計画段階(Plan):ウィーン条約締約国会議にて3か年事業計画及び予算案を審議、承認。 ②実施段階(Do):我が国義務的拠出金の支払い、ウィーン条約事務局による事業計画の実施。各種会議及び文書を通じた条約事務局の活動のモニタリング。 ③評価段階(Check):内部・外部監査報告書や締約国会議等における運営・活動の評価。 ④フォローアップ(Act):各種会議や不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。	
担当課・室名	国際協力局 地球環境課		